

各商工会議所会頭
各商工会長
大分県商工会連合会長
大分県中小企業団体中央会長
各振興局長

殿

大分県商工観光労働部長

新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の対象者拡大等について（通知）

本日、危機関連保証が発動したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」において、下記のとおり融資限度額を拡大するとともに、危機関連保証の認定事業者を対象に追加することとしました。

つきましては、対象中小企業者へ制度を周知いただきますとともに、経営支援などご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 主な改正点

(1) 融資限度額 【改正前】8,000万円 → 【改正後】1億6,000万円

(2) 保証料率 【改正前】
年0%（国のセーフティネット保証の認定を受けた場合）

↓

【改正後】
年0%（国のセーフティネット保証または危機関連保証の認定を受けた場合）

(3) その他条件 【改正前】
保証料率年0%適用には市町村長のセーフティネット保証認定書が必要

↓

【改正後】
・保証料率年0%適用には市町村長のセーフティネット保証または危機関連保証の認定書が必要
・危機関連保証の適用の場合においては、取扱金融機関は、融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、大分県信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、経済産業大臣が認める日（令和2年2月1日）から1年以内の期間中であるとき、または融資期間が1年以内である時はこの限りでない。

担当：経営創造・金融課

金融・再生支援班 村上・堀

TEL 097-506-3226